総務市民委員会　会議録

＝＝

日　時　令和８年３月１３日（金曜日）
　　午前１０時開会　午後３時２０分閉会
場　所　第３委員会室

日　程
　１　開　会
　２　委員長挨拶
　３　協議事項
　　（１）議案の審査
　　議案第３号　土浦市行政手続条例の一部改正について
　　議案第４号　土浦市職員の給与に関する条例等の一部改正について
　　議案第６号　土浦市手数料条例の一部改正について
　　議案第８号　土浦市コミュニティセンター条例の一部改正について
　　議案第２７号　土浦市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
　　議案第２８号　地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
　　議案第２９号　土浦市債権管理条例の制定について
　　議案第３１号　土浦市犯罪被害者等支援条例の制定について
　　（２）その他の報告事項
　　（３）各種委員会等委員の選出について
　　・土浦市立学校給食センター運営審議会委員　１名
　　・土浦市学区審議会委員　１名
　　・土浦市公共施設等再編・再配置計画推進委員会委員　１名
４　閉　会

出席委員（７名）
　委員長　　目黒　英一
　委　員　　古沢　喜幸
　委　員　　篠塚　昌毅
　委　員　　小坂　博
　委　員　　奥谷　崇
　委　員　　滝田　賢治
　委　員　　栁澤　健二

欠席委員（１名）

副委員長　菅井　歩美

説明のため出席した者（３０名）

市長公室長	山口　正通
総務部長	塚本　浩幸
市民生活部長	皆藤　秀宏
消防長	堀本　良博
議会事務局長	櫻井　良哉
消防次長	比氣　武行
秘書課長	浅川　邦子
政策企画課長	福澄　雄祐
行政経営課長	天貝　健一
ＤＸ推進課長	土田　俊紀
財政課長	瀬古澤　時人
広報広聴課長	冨田　知伸
総務課長	北島　康雄
防災危機管理課長	大橋　博
人事課長	野中　祐起男
管財課長	渡邊　隆明
課税課長	中西　弘治
納税課長	萩島　克延
市民活動課長	大貫　三千夫
人権推進課長	中川　光美
生活安全課長	福原　守
市民課長	菊田　宏巳
環境保全課長	鈴木　孝昌
環境衛生課長	草間　正志
消防総務課長	持丸　恒次
予防課長	橋本　浩一
警防救急課長	堀越　一良
議会事務局次長	小野　聡
監査委員事務局長	藤井　徹
会計管理者	沼尻　健

事務局職員出席者

主　任　　岩松　英統

傍聴者なし

○目黒委員長　ただ今から総務市民委員会を開催いたします。本日、菅井副委員長から体調不良により欠席の連絡がございましたので御報告をいたします。早速、協議事項（１）議案の審査に入ります。サイドブックスは、総務市民委員会、令和８年、３月１３日開催のフォルダを御準備ください。議案第３号土浦市行政手続条例の一部改正についてを議題といたします。それでは、執行部より説明を願います。

○天貝行政経営課長　それでは、資料１をお開き願います。行政手続条例の一部改正についてです。１の改正理由ですが、中段の図に記載のように、行政処分等の書類を所在不明者に通知する際には、現行法の下では掲示場に掲示することにより２週間経過後に送達したものとみなすとされていたものを、行政手続法の改正後はインターネットにより不特定多数の者が閲覧できるようにするとともに、これまでどおりの掲示場への掲示又は庁舎に設置したパソコン等で閲覧できるようにすることとされました。したがいまして、同法令に準拠する行政手続条例についても法律に準じた改正を行うものです。２の改正内容の概要ですが、（１）第１５条の聴聞の通知の方式、この規定には聴聞を行うに当たり、相手方の所在が判明しない場合の手続を定めておりまして、その手続をインターネットによる方法に加え、掲示場への掲示又はパソコンで閲覧できるよう改正するものです。説明は以上です。

○目黒委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○目黒委員長　それでは、質問もないようですので、採決に移ります。議案第３号土浦市行政手続条例の一部改正については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○目黒委員長　御異議なしと認めます。よって、議案第３号は原案どおり決しました。つぎに、議案第４号土浦市職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明願います。

○野中人事課長　人事課でございます。それでは、資料２を御覧ください。議案第４号土浦市職員の給与に関する条例等の一部改正について、御説明いたします。１番の主な改正の理由になりますが、令和７年人事院勧告に基づき、駐車場等の利用に対する通勤手当を新設するための改正と、その他として文言整理を行うものです。つぎに、２番の改正の内容になりますが、４点ありまして、まず１点目は、土浦市職員の給与に関する条例の一部改正については、国家公務員に準拠して、自動車等の使用距離に応じて支給する通勤手当の区分及び支給額に関する規定を市規則に委任するための改正を行います。また、１か月当たり５，０００円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設するものです。つぎに、２点目としまして、土浦市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正及び土浦市会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部改正については、給与条例の改正に伴い、特別職及び会計年度任用職員についても駐車場等の利用に対する通勤手当を新設するものです。つぎに、３点目としまして、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例

の整備に関する条例の一部改正については、一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正に準じた文言整理を行うものです。最後の４点目になりますが、土浦市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正については、給与条例の改正に伴い、暫定再任用短時間勤務職員についても駐車場等の利用に対する通勤手当を新設し、また、改正給与法に準じた文言整理を行うものです。３番の施行期日につきましては、令和８年４月１日です。２ページから３ページは改正案文、資料２別添は新旧対照表でございます。説明は以上でございます。

○目黒委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

○奥谷委員　改正内容のところの（１）②、１か月当たり５，０００円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当とありますが、これは具体的にはどういった計算式で計算されるのか教えてください。

○野中人事課長　こちらは、国で上限を５，０００円と定めておりまして、土浦市でも、例えば駐車場を８，０００円で借りた場合は５，０００円、５，０００円に満たないような４，０００円の場合は全額の４，０００円を支給するような形でございます。

○目黒委員長　ほかに御質問ございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○目黒委員長　それでは、質疑も出尽くしたようですので採決に移ります。議案第４号土浦市職員の給与に関する条例等の一部改正については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○目黒委員長　御異議なしと認めます。よって、議案第４号は原案どおり決しました。つぎに、議案第６号土浦市手数料条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明願います。

○菊田市民課長　委員会資料３をお願いします。１の条例改正の理由ですが、国が進める地方公共団体情報システムの標準化において、償却資産に関する証明を発行する機能が整備されたことから、租税公課に係る手数料の追加をすること、そして、物価高騰及び人件費の増大を背景として各種証明書発行に係る経費について、受益者負担の適正化を図るための手数料の見直しを実施し、証明書発行手数料の改定について、土浦市手数料条例の一部改正を行うものです。２の条例改正の内容は、①租税公課に係る手数料の追加は償却資産に関する証明手数料の分です。②受益者負担の適正化を図るための手数料の見直しについては改正条例第２条に係るもので、住民基本台帳等の関連では、住民票、印鑑登録証明書、戸籍の附票の写しなどで３００円を３５０円に改正するもので、また、租税公課の関連では、納税証明書、市県民税課税証明書、固定資産評価証明書などでこちらも３００円を３５０円に改正するものです。なお、多機能端末機による交付手数料は据置で２００円のままといたします。３の施行日は、①の租税公課に係る手数料の追加は令和８年４月１日から、②の受益者負担の適正化を図るための手数料の見直しは令和８年１０月１日からでございます。新旧対照表については、資料３別添として添付しております。説明は以上でございます。

○目黒委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。
○古沢委員　現行の料金というのは、何年前に改定されたんですか。
○菊田市民課長　平成９年でございます。それ以来の見直しでございます。
○篠塚委員　多機能端末と窓口による交付の割合は分かりますか。
○菊田市民課長　多機能端末は、約２０％程度だったかと思います。
○目黒委員長　ほかに御質問ございますでしょうか。
（「なし」という声あり）
○目黒委員長　それでは、質疑も出尽くしたようですので採決に移ります。議案第６号土浦市手数料条例の一部改正については、原案どおり決することに御異議ございませんか。
（「異議なし」という声あり）
○目黒委員長　御異議なしと認めます。よって、議案第６号は原案どおり決しました。つぎに、議案第８号土浦市コミュニティセンター条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明願います。
○大貫市民活動課長　議案第８号土浦市コミュニティセンター条例の一部改正について、御説明いたします。資料４をお願いいたします。はじめに、１の改正の理由でございますが、昨今の物価高騰や人件費の増大に伴い、公共施設の維持管理経費についても増加傾向にあります。そのような状況を踏まえ、受益者負担の適正化を図るため施設利用料金を見直すことから、同条例の一部を改正するものです。対象となる施設は、神立地区コミュニティセンターとなります。３の改正の内容ですが、利用料金の引上げといたしまして、表に記載のとおり全ての施設及び全ての時間帯において４％の引上げを実施させていただきます。同センターは、地区公民館の補完施設としての役割が主な用途であることから、公民館の利用料に準じて料金を設定しておりますが、本定例会において公民館も同様に使用料の４％引上げを予定していることから、同じ割合で引上げを実施するものでございます。一部具体例を資料の表で御説明いたしますと、午前、午後、夜間と約半日単位の区分のうち、午前の時間帯において、会議室や和室等が６５０円から６７５円、調理室が１，３１５円から１，３６５円、集会室が１，６５０円から１，７１５円の引上げとなっております。また、条文について文言の整理も一部実施いたします。詳細につきましては、別添資料の新旧対照表のとおりとなります。４の条例の施行日ですが、本定例会での条例改定後、約６か月間の周知期間を経て、令和８年１０月から新しい利用料金での運用を開始したいと考えております。説明は以上です。
○目黒委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。
（「なし」という声あり）
○目黒委員長　質問もないようですので、採決に移ります。議案第８号土浦市コミュニティセンター条例の一部改正については、原案どおり決することに御異議ございませんか。
（「異議なし」という声あり）

○目黒委員長　御異議なしと認めます。よって、議案第８号は原案どおり決しました。つぎに、議案第２７号土浦市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を願います。

○堀越警防救急課長　土浦市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、御説明いたします。資料５をお願いいたします。資料の１の改正理由につきましては、一般職の職員の給与に関する法律が昨年に引き続き改正されました。扶養手当の規定につきましては経過措置が定められており、当該経過措置は令和８年３月３１日に終了する予定でございます。これを受けまして、本条例が準拠する非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令におきましても、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額が改定されるため、本条例についても同様の改正を行うものでございます。改正概要につきましては、２（１）の表を御覧ください。この表は、階級ごと、勤務年数ごとに定められた基礎額で、表に記載のとおりそれぞれ３００円から５００円に増額改正するものでございます。つぎに、（２）についてですが、消防団員以外の消防作業従事者、いわゆる民間の協力者の補償基礎額の最低額を９，７００円から１万円、最高額を１万４，５００円から１万５，０００円に引き上げる改正を行うものでございます。つぎに、（３）の表を御覧ください。この表は加算額の表となります。扶養手当支給額が改定されたことから、扶養に係る補償基礎額の加算額についても見直され、表の第１号の区分の配偶者につきましては、１００円であったものを廃止とし、第２号の区分、２２歳を迎えるまでの子につきましては、３８３円から４３３円に引き上げるものでございます。なお、第１号が廃止になりましたので、２号から６号まで１号ずつ繰り上げますが、第３号以降の加算額に関しましては現行のとおりでございます。今回の改正により配偶者の加算額は廃止となっておりますが、基礎額全体が３００円から５００円に増額されておりますので、減額になるものは無く不利益になることはございません。４の施行日につきましては、令和８年４月１日でございます。土浦市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についての御説明は以上でございます。

○目黒委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○目黒委員長　質問もないようですので採決に移ります。議案第２７号土浦市消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○目黒委員長　御異議なしと認めます。よって、議案第２７号は原案どおり決しました。つぎに、議案第２８号地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。執行部より説明願います。

○野中人事課長　資料６をお願いいたします。議案第２８号地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、御説明いたします。１番の制定の理由になりますが、地方自治法の一部を改正する法律及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令により、地方自治法及び地方自治法施行令に条の繰下げが生

じたことに伴い、４件の条例の一括改正、その他としまして文言整理を行うものです。つぎに、２番の制定の内容ですが、３点ありまして、まず１点目は、土浦市水道事業の設置等に関する条例と土浦市下水道事業の設置等に関する条例については、どちらの条例も第６条中「第２４３条の２の８第８項」を「第２４３条の２の９第８項」に改めるものです。つぎに、２点目としまして、土浦市監査委員条例については、第４条中「第２４３条の２の８第３項」を「第２４３条の２の９第３項」に改めるものです。最後の３点目になりますが、土浦市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例については、第１条中「第２４３条の２の７第１項」を「第２４３条の２の８第１項」に、「第２４３条の２の８第３項」を「第２４３条の２の９第３項」に改め、また、第２条各号列記以外の部分中「第１７３条の４第１項第１号」を「第１７３条の５第１項第１号」に改め、同条第３号中「、固定資産評価審査委員会」を「又は固定資産評価審査委員会」に改めるものです。３番の施行期日につきましては令和８年９月２４日からとします。２ページは改正案文、資料６別添は新旧対照表でございます。説明は以上でございます。

○目黒委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○目黒委員長　質問もないようですので採決に移ります。議案第２８号地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○目黒委員長　御異議なしと認めます。よって、議案第２８号は原案どおり決しました。つぎに、議案第２９号土浦市債権管理条例の制定についてを議題といたします。執行部より説明願います。

○北島総務課長　資料７をお願いいたします。議案第２９号土浦市債権管理条例の制定について、説明させていただきます。１の制定の趣旨でございますが、法令に基づき市の債権の適正な管理と徴収を図るため、市の債権の管理に関する事務処理について統一的な基準を定めるとともに、円滑な行財政運営を図るため市長専決による債権放棄を可能とする要件等を定めるものでございます。２の条例の主な内容でございます。第１条ではこの条例を定める目的について定めるもので、市の債権管理の適正化と事務の効率化を図ることで、健全な行財政運営に資することを目的といたします。第２条ではこの条例において用いる用語の定義について、第３条ではこの条例と他の法令等との関係について、第４条では市の債権の管理に関する市長の責務について定めをいたします。第５条では債権に関する正確な記録が必要であることから、債権管理帳簿の整備についてはこの条例で義務化いたします。第６条では公法上の債権の延滞金について、第７条では私法上の債権の遅延損害金の徴収に関する取扱いについて定めをいたします。第８条では市の債権の放棄について定めをいたします。サービス利用料をはじめ、経常的に発生する債権であり、放棄の事由が客観的にやむを得ないと認められるものについては、市長専決による債権放棄を可能とすることで、債権管理事務をより機動的かつ効果的に執行できる環境を整備するというもので、①から⑦までに記載のとおり債権の放棄の要

件について定めをいたします。①から④は債務者が著しい生活困窮状態にある、また、破産したなど債務者の経済的な事情から徴収が困難であるものについて、⑤は時効が完成したことにより債権の徴収が困難なものについて、⑥については債務者が行方不明など物理的な事情から、⑦については債務者が死亡し相続が発生した場合において相続の放棄や相続人が存在しない場合など債権の徴収が困難なものについて、これらについて放棄の要件として定めをいたします。３の施行期日は令和８年４月１日です。３ページからは参考資料を、別添資料には制定内容説明書を付けておりますので後ほど御覧いただければと存じます。説明は以上でございます。

○目黒委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

○篠塚委員　債権放棄の５番目の時効についてお伺いしたいんですが、時効の成立条件というのは、ものによって変わってくるのでしょうか。例えば、税金は別として住宅の未納金など時効年数が変わるのか、その辺ちょっと教えていただけますか。

○北島総務課長　時効の年数については、それぞれの債権の根拠法令によりまして、定めがございますが、おおむね５年間ということになってございます。５年間の時効が経過した時点で、時効は完成するわけですけれども、その後、折衝ができるものなどについては債務承認などを取ることによって、時効をまた延長するというようなこともございます。

○篠塚委員　ケースバイケースだと思うんですが、条例を決めた後にもそういう状態があった場合は、また報告をしてどうするかという話になると思うんですが、そういう形でよろしいでしょうか。

○北島総務課長　おっしゃるとおりでございます。まずは時効が完成しても、私債権については、相手が時効の援用をすることによって、初めて債権が消滅するというようなことになりますので、そういったものが確認できたものについて不納欠損をしていくというような状況になります。

○栁澤委員　市が放棄する債権の額の上限とかは定まってないということでよろしいですかね。文言は特にないようですが。

○北島総務課長　金額の上限の定めはございませんけれども、あくまで法規の要件のところにも記載させていただいておりますとおり、今回市長専決で債権放棄をできる債権といたしましては、サービス利用料をはじめ、経常的に発生する債権というような種類のものになりますので、そこまで高額な債権というものはないと考えております。またそういった経常的に発生する債権以外で、特異なケースで発生しているような高額な債権などについては、引き続き、議会において議決をいただいた上で債権放棄というような形になろうかと思います。

○目黒委員長　ほかに御質問ございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○目黒委員長　それでは、質疑も出尽くしたようですので採決に移ります。議案第２９号土浦市債権管理条例の制定については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○目黒委員長　御異議なしと認めます。よって、議案第２９号は原案どおり決しました。つぎに、議案第３１号土浦市犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題といたします。執行部より説明を願います。

○福原生活安全課長　資料８をお願いいたします。議案第３１号土浦市犯罪被害者等支援条例の制定についてでございます。本条例は、全１７条の条文による構成となっております。まず制定の趣旨でございますが、犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図り、犯罪被害者等が平穏な生活を営むことができる社会の実現に寄与することを目的とするものです。つづきまして、条例の主な内容について御説明いたします。まず第３条は、基本理念でございます。大きく四つの理念で構成されます。一つ目が、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、処遇を保障される権利が尊重されるよう配慮を行う。二つ目が、被害の状況や原因等に応じ適切に行う。三つ目が、平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を途切れなく行う。四つ目が、二次的被害等を生じさせないための配慮を行うという四つでございます。第４条、５条は、市・市民・事業者の責務でございます。内容でございますが、市は、犯罪被害者等支援のための施策を策定し実施する。市民及び事業者は犯罪被害者等を地域社会で孤立させないよう努めるとともに、二次的被害等が生ずることのないよう配慮するというものでございます。第６条は、相談及び情報の提供等でございます。内容は、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言並びに関係機関等との連絡調整を行う。また、相談、支援に関する総合相談窓口を設置するというものでございます。なお、総合相談窓口につきましては、生活安全課内に設置をいたします。第７条は、経済的負担の軽減のための支援でございます。内容は、犯罪被害者等の経済的負担軽減を図るため見舞金の支給を行うというものでございます。また、見舞金につきましては、遺族見舞金が３０万円、重傷病見舞金が１０万円でございます。第８条、９条、１０条は、保健医療・福祉、居住の安定、法律問題解決のための支援でございます。内容は、第８条が適切な保健医療、福祉サービスが提供されるよう必要な支援。第９条が居住の安定を図るための必要な支援。第１０条が法律問題の解決を図るための法律相談その他法律問題の解決に向けた支援を行うというものでございます。次ページをお願いいたします。第１１条は、安全の確保でございます。内容は、犯罪被害者等が二次的被害等を受けることを防止し、その安全を確保するため、個人情報の適正な取扱いの確保、その他必要な施策を講ずるというものでございます。第１２条は、人材の育成等でございます。内容は、市は、犯罪被害者等支援を担う人材の育成及び資質の向上を図るために必要な施策を講ずるというものでございます。第１４条は、民間支援団体への支援でございます。内容は、民間支援団体に対し、その活動の促進を図るため、情報の提供、助言その他必要な支援を行うというものでございます。最後に、施行日は令和８年４月１日でございます。３ページ以降は条例本文、別添で制定内容説明書を掲載しておりますので御確認願います。説明は以上となります。

○目黒委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。
○栁澤委員　犯罪被害者の方、受けた犯罪の種類によってでしょうけれども、例えばストーカー被害にあった際に、市外又は県外に安全を確保するために出ることもあると思いますが、そういった方もその保護の対象は続くのでしょうか。
○福原生活安全課長　基本的には、茨城県、茨城県警、いばらき被害者支援センターの三者がそういった情報を市に提供していただけるということで、その団体と合わせて支援を行うようになります。支援が途切れることなく続けていくような施策を講じるのですが、例えば、市内から市外に出てしまったような場合に、その市外の関係市町村にですね、引き続き、支援の依頼をするような形で支援が途切れないような施策を講じていきたいと考えております。
○目黒委員長　ほかに御質問ございますでしょうか。
（「なし」という声あり）
○目黒委員長　それでは、質疑も出尽くしたようですので採決に移ります。議案第３１号土浦市犯罪被害者等支援条例の制定については、原案どおり決することに御異議ございませんか。
（「異議なし」という声あり）
○目黒委員長　御異議なしと認めます。よって、議案第３１号は原案どおり決しました。ここで委員会を休憩とし、分科会の審査を行います。
（休憩　午前１０時３７分）
（再開　午後２時４８分）
○目黒委員長　総務市民委員会を再開いたします。つぎに、その他の報告事項に移ります。サイドブックスは、総務市民委員会フォルダにお戻りください。資料１２地域コミュニティ施設整備事業について、説明を願います。
○大貫市民活動課長　地域コミュニティ施設整備事業につきまして、事前委員会での令和８年度主要事業の説明の際に、篠塚委員、奥谷委員から御質問をいただいておりましたので資料にて御説明いたします。サイドブックスの資料１２を御覧ください。はじめに、篠塚委員から、現在町内会所有の公民館整備において補助事業の要望のある順番待ちをしている町内会数について御質問をいただきました。資料の表のとおり、令和８年度も含めて、７年分で１６町内で１８件の要望が出ております。町内数と件数が異なるのは、令和１０年度と１１年度の蓮河原新町、令和１２年度の荒川沖東一・二・三丁目が用地購入と新築を行うためです。１６町内の事業の区分内訳としては、新築又は改築が６町内、修繕が１０町内となっております。つづきまして、２ページをお願いいたします。こちらは、奥谷委員からの御質問で、市内にある１７１町内会のうち、所有する公民館が建築から３５年以上経過している町内の一覧でございます。令和２年に町内会へ調査をかけた際の回答に基づき作成したものです。築年数の古い順に記載しておりまして、５９町内の公民館が該当し、１の霞ケ岡町が築７０年を超えており、５９番目の菅谷町で築３６年ほどとなっております。事前委員会では５６町内と御説明しておりますが、表の網掛け部分、蓮河原新町、荒川沖東一丁目、真鍋六丁目は補助要望済みのた

め、公民館は新しくなるということで、その３町内を引いて５６町内としております。説明は以上です。
○目黒委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。
○栁澤委員　１ページ目で今要望が出ている地区のリストがあるんですけれども、この後うちも修繕してほしいとなった場合、順番待ちということになれば、令和１４年度以降に組み込まれていくということになるのでしょうか。
○大貫市民活動課長　基本的には順番ということになるのですが、上限が２，５００万、毎年予算のほう計上させていただいてるんですが、その中で、修繕は５００万円ですので、新築の御要望がなくて修繕の御要望が先にくる場合は、少し早まったりということはございますが、基本的には、実際の御要望を正式に要望として申請していただいた順番で先着順で受付をさせていただいております。
○目黒委員長　そのほか、ございますでしょうか。
（「なし」という声あり）
○目黒委員長　つぎに、資料１３消防車両運用に係る免許等について、説明を願います。
○持丸消防総務課長　資料１３消防車両運用に係る免許等についてをお開きください。事前総務市民委員会で、篠塚委員から消防車両運用に係る免許について、資料の提出及び御質問をいただいたところでございます。内容につきましては、消防車両は大型免許を持っていないと運転ができないのか。また、職員の訓練、免許補助について御質問がありましたのでお答えさせていただきます。資料を御覧いただきまして、１の概要、消防本部において保有する消防車両は、普通自動車免許で運転できる救急自動車から大型自動車免許が必要となる消防梯子自動車等まで多岐にわたります。災害現場において消防車両を運用するためには、安全な緊急走行、確実な機械操作が必要となることから、機関員制度を設け、機関員の任命を受けることで消防車両を運転することが可能となります。また、機関員制度とは大型自動車免許を取得した職員に対し、運転技術及びポンプ運用等の訓練教養を２か月間実施し、消防本部内の独自の試験により基準に達した職員を機関員として任命し災害対応しております。つぎに、２の車両種別による免許区分につきましては、表に記載のとおり車両総重量等で免許種別が異なる状況でございます。つぎに、３の大型自動車免許取得状況及び機関員任命状況は、係長級以上の機関員として６１人、主任級以下は機関員として１１１人で、合計２０５人中１７２人が機関員として任命している状況です。※印につきましては、今年度までに大型自動車免許取得と試験を終了し、新年度機関員として任命する予定の職員１１名を含めますと、新年度には１８３名になる予定でございます。つぎに、４の大型自動車免許取得経費の助成につきましては、土浦市職員資格取得助成要項に基づき、大型免許を取得する際、自動車学校入学料、教習料並びに検定料について令和３年から助成しております。助成額といたしましては、受験料等に２分の１を乗じて得た額とし上限は５万円となっております。説明は以上でございます。
○目黒委員長　ただ今の説明について何か御質問はございますでしょうか。
○篠塚委員　ありがとうございます。確認なんですが、免許証の更新とか、朝の飲酒運

転のチェックはもちろんしていると思うんですが、その辺のチェックはどのようにされてるか教えてください。
○持丸消防総務課長　まず免許の確認につきましては、毎月免許を提示していただきまして確認しております。アルコールチェックは毎朝、免許につきましては月初ということで確認しております。
○目黒委員長　そのほか、ございますでしょうか。
（「なし」という声あり）
○目黒委員長　つぎに、資料１４情報共有システム（建設ＡＳＰ）のシステム提供者について、説明を願います。
○渡邊管財課長　資料１４情報共有システム（建設ＡＳＰ）のシステム提供者についてをお開きください。本案件につきましては、事前の総務市民委員会におきまして、篠塚委員から情報共有システム（建設ＡＳＰ）のシステム提供者についての資料提示のお話をいただきました。国土交通省が定めた機能要件を満たしている建設ＡＳＰのシステム提供者は、資料の１番にお示ししております１０社になります。この中で１０番の株式会社ＴＯＰＩＸは東北地方のみの提供者のため本市では利用できませんので、本市で利用できるのは１から９番までの９社となります。建設ＡＳＰを活用したい受注者はシステム提供者１から９番のうち、いずれかのホームページ等へアクセスして契約し、ＩＤ等の発行を受け、当該システムを利用していく流れとなります。なお、システムの利用に当たっては、システム提供者にもよりますが、１工事につき１か月１万円くらいの費用が受注者の負担として発生します。２番に参考として、国土交通省が定めた機能要件の抜粋を掲載しております。ワークフロー機能書類管理機能、セキュリティー要件などがございます。説明は以上でございます。
○目黒委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。
（「なし」という声あり）
○目黒委員長　つぎに、資料１５土浦市税条例の一部改正（案）について、説明を願います。
○中西課税課長　資料１５をお願いいたします。土浦市税条例の一部改正（案）について、説明させていただきます。１の改正の理由としましては、令和８年度の税制大綱を踏まえました地方税法等の一部を改正する法律案が令和８年３月末に成立し、公布される予定となっておりますことから、土浦市税条例においても令和８年４月１日から施行が必要となった条項について、改正を行うものとなります。なお、例年、地方税法等の一部を改正する法律の公布は３月末となるため、３月議会の定例会に間に合わないため、専決処分させていただいております。今回の改正につきましても、例年同様に公布が３月末となることから、専決処分となりますこと御了承をお願いいたします。
２の主な改正内容としましては、（１）として環境性能割の廃止となります。軽自動車税の環境性能割は、自動車取得時に環境の性能に応じまして課税となるものですが、購入者の負担軽減のため、令和８年３月３１日をもって廃止となります。今回の改正によりまして、市税が減収となりますが、国の責任におきまして補填されることとなります。

また、（２）バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂等に係る固定資産税、都市計画税の減額措置の拡充と延長となります。これまで、バリアフリー改修が行われました劇場や音楽堂等に係る税額の減額措置につきましては、対象が限られた施設となっておりましたが、今回の改正によりまして、国の補助を受けて改修を行った特別特定建築物全般としまして、医療機関や老人ホーム、飲食店など対象範囲が広がり、適用期限を３年間延長しまして、令和１１年３月３１日までに改修が行われた施設について改修年の翌年度から２年間、これまでと同様、国の参酌どおり３分の１の減額で考えております。３の施行日につきましては、令和８年４月１日となります。４の専決処分による条例改正後の対応につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和８年３月末に公布後、令和８年４月１日付けで施行する市税条例の一部については、３月末に専決処分で改正させていただき、改正いたしました内容につきましては、令和８年６月議会において、改めて御報告させていただきます。説明は以上となります。

○目黒委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○目黒委員長　つぎに、資料１６第４次土浦市男女共同参画推進計画（後期計画）の策定について、説明を願います。

○中川人権推進課長　第４次土浦市男女共同参画推進計画（後期計画）の策定について、御説明いたします。御案内のとおり、本計画は今年度策定に向けて進めてまいりました。これまで推進委員会を４回開催し、委員の皆様から様々な御意見をいただきました。また、パブリックコメントでは、３名の方から御意見をいただきました。これらの意見を反映し、最終決定となりましたので、整い次第計画書をサイドブックスの「計画・プラン」に格納いたしますので御確認いただきますようお願いいたします。

○目黒委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○目黒委員長　そのほか、執行部から何かございますか。

○山口市長公室長　特にございません。

○目黒委員長　それでは、委員の皆様から執行部に何かございますでしょうか。

○篠塚委員　電話交換の録音が始まったと思うんですけれども、その録音の管理についてお伺いしたんですが、どのぐらいの期間管理していくのか。それから全ての外線を録音するのか、その辺はどのようになっているんでしょうか。

○渡邊管財課長　通話録音装置の関係でございますが、まず録音したものの保存期間ですけれども、おおむね９０日程度ということで運用しております。また、録音の仕方ですけれども、本庁舎の代表番号を経由したものについては、録音するということになってございます。

○篠塚委員　その録音データの管理は、管財課で全部管理してるということでよろしいですか。また、録音データを聞きたいと言ったときに、どのような条件でそれを聞くような形になっていますか。

○渡邊管財課長　録音データの管理は、管財課で一括して行っております。その通話記

録を提供してもらいたいというような場合には、その通話記録の提供をしてもらいたいという提供依頼書というものを管財課に出しまして、管財課で提供するかどうか判断するというような流れになってございます。

○目黒委員長　そのほか、ございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○目黒委員長　それでは、以上で付託された議案等の審査は終了いたしました。執行部の皆様は退席していただいて結構です。お疲れ様でした。委員の皆様は、協議事項がありますので、引き続きお待ちください。

（執行部退席）

○目黒委員長　これより、委員長報告書に意見として取り入れる事項を検討したいと思いますが、何かございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○目黒委員長　それでは、特にないようでございますのでこの程度といたします。つぎに、協議事項（３）各種委員会等委員の選出に移ります。まず、土浦市立学校給食センター運営審議会委員でございます。今までは、菅井副委員長にお願いをしてまいりましたが、いかがいたしましょうか。

（「継続で」という声あり）

○目黒委員長　では、継続ということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

○目黒委員長　それでは、引き続き、菅井副委員長にお願いいたします。つぎに、土浦市学区審議会委員でございます。今までは、私が選出されておりましたが、いかがいたしましょうか。

（「継続で」という声あり）

○目黒委員長　では、継続で私ということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

○目黒委員長　ありがとうございます。つぎに、土浦市公共施設等再編・再配置計画推進委員会委員でございます。以前ありました土浦市公共施設等総合管理計画策定委員会委員におきましては、篠塚委員にお願いをしてまいりましたが、いかがいたしましょうか。

（「継続で」という声あり）

○目黒委員長　では、継続で篠塚委員ということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

○目黒委員長　それでは、引き続き、篠塚委員よろしくお願いいたします。協議事項は以上となりますが、委員の皆様から何かございますか。

（「なし」という声あり）

○目黒委員長　それでは、以上で総務市民委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。